

分野別の目指すまちの姿
検討資料

【市民活動・文化・スポーツ・
平和・人権分野】

【市民活動・コミュニティ】

1 市を取り巻く環境変化（国や都の動向）

●地域共生社会の実現

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（厚生労働省）は、平成 29 年 2 月 7 日に『「地域共生社会」の実現に向けて』を決定し、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現するために、その方向性や骨格、実現に向けた工程を示した。

その後、地域共生社会推進検討会で検討し、令和 2 年社会福祉法改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設し、その財政支援等を規定した。

●公共私連携

令和 2 年 6 月 26 日地方制度調査会は、2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関して答申をしている。答申では、変化やリスクに適応する地方行政のあり方として、第一に地方行政のデジタル化、第二に公共私連携と地方公共団体の広域連携、第三に地方議会への多様な住民の参画のそれぞれについて対応が必要であるとしている。

このうち公共私連携では、連携・協働の基盤構築として、プラットフォームの構築や民間人材と地方公務員の交流環境の整備を、共助の担い手の活動基盤の強化として、地縁法人制度の再構築と人材・資金の確保等をそれぞれ進めていくことが重要とされている。とくに、多様な主体の連携・協働によって、快適で安心な暮らしを営んでいけるような地域社会を形成していくため、市町村は、行政サービス提供の役割を担うとともに、これらの主体をネットワーク化した上で、それぞれの強みが活かされ、弱みが補われるようにし、住民のニーズに応えるサービスの提供や地域の課題解決のために必要な取組みを進められるようにすることによって、積極的にプラットフォームを構築していく役割を担うことが期待されるとしている。

●地域運営組織

地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、

地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である。

地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがある。

総務省は、地域力の創造・地方の再生にかかる自治体への支援のひとつとして、地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた取組を行っている。

2 市の現状と取り組み状況

○地域協創のしくみづくり

少子化・高齢化の進行や価値観、生活スタイルの多様化を背景に、地域への関心の希薄化、自治意識の弱まり、地域活動の担い手不足などが大きな課題として指摘され、自治会加入率の低下や青少年問題協議会の活動を停止する地区も出てきている。自分たちの“まち”の将来を見据え、地域の一人ひとりが手をつなぎ合って、地域全体で支え合うことができるような新たなしくみづくりが必要となっている。

地域で活動する団体や人同士のつながりをつくり、このような活動に新たな人材を流入させ、これを市が後押しするしくみづくりに取り組み始めており、多摩市自治推進委員会や庁内での議論と、モデルエリアでの実践の両面から検討している。

令和3年度は、モデルエリアとして青陵中学区を加え、東寺方小学区・諏訪中学区と合わせ3エリアそれぞれの特徴に合わせたしくみづくりに向けて試行を続けた。そのうち東寺方小学区では、エリアミーティングを3回開催し、地域内での情報共有の場をつくるだけでなく、地域参画の促進やきっかけづくりに取り組んだ。

○地域施設の有効活用

コミュニティセンター、集会所、地区市民ホールなど、地域の中にハードとしての拠点は存在しているが、これを活用して、コミュニティの醸成を図るソフト（人材・しくみ）が不足していることから、これを次の世代とつくっていく必要がある。

公民館における市民活動支援や主催事業を通じての人のつながりやアフターサークルの支援を行っていくことで、地域課題へ目を向ける機会を創出し、その解決に向けて踏み出す一助とする取組みをした。

○地域人材の発掘・養成

地域のもつ課題を解決していくにあたり、行政、地域の住民に加えて、地域資源である大学や企業等との連携・協力関係を構築するためのしくみづくりを進めている。令和

3年度には、各所管部署のニーズと大学のシーズをマッチングさせる新たなしくみを試行し、中央大学の申し出で実施した FLP 地域・公共マネジメントプログラムでは各所管部署からの課題に対する9つの政策提言を受け取った。

また、「わがまち学習講座」、「地域課題講座」、「ヘルプゼミ」など、地域で活動する人材の養成講座を実施してきた。

3 それを支える組織・活動・仕組み

自治会、管理組合、NPO、コミュニティセンター運営協議会、地域福祉推進委員会、社会福祉協議会、民生委員協議会、青少年問題協議会地区委員会、地域包括支援センター、地域学校協働本部、自主防災組織、老人クラブ・サロン団体 など

4 第五次総合計画第3期基本計画における指標の状況

| 施策 | 指標名 | 出典 | 現状値 2017(平成29) 年度 | 単位 | 実績値 | | | 目標値 2022(令和 4)年度 | 目標値 2028(令和 10)年度 | 達成 状況 | |
|------|--|----------------------|-------------------------|-----|---------|---------|---------|------------------------|-------------------------|----------|--|
| | | | | | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | | |
| C1-1 | ①自治会・町会・管理組合の加入世帯数 | コミュニティ・生活課 | 39,215 | 世帯 | 39,655 | 39,548 | 39,160 | 39,400 | 39,600 | × | |
| | ②「多様な担い手が協働し、人々がつながりを持って互いに支え合えるまち」であるかの設問に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合 | 多摩市政世論調査(企画課) | 13.5 | % | 15.0 | — | 16.1 | 15.0 | 18.0 | ○ | |
| | ③コミュニティルームの利用者数 | コミュニティ・生活課 | 315,997 | 人 | 322,990 | 130,780 | 182,320 | 317,600 | 319,200 | × | |
| | ④大学との連携事業数 | 企画課 | 99 | 事業 | 99 | 44 | 55 | 105 | 115 | × | |
| C1-2 | ①地域活動につながる人材の発掘・養成に向けた講座事業数、受講者数 | 文化・生涯学習推進課、公民館 | 3 | 事業 | 3 | 5 | 2 | 3 | 3 | × | |
| | ②「仕事や地域活動を通して、自分の力を発揮できる機会があるまち」であるかの設問に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合 | 多摩市政世論調査(文化・生涯学習推進課) | 491 | 人 | 650 | 392 | 158 | 500 | 500 | × | |
| | ③(仮称)地域懇談会・(仮称)地域委員会の開催・設置エリア数 | 企画課 | 11.9 | % | 13.0 | — | 13.8 | 15.0 | 18.0 | △ | |
| | | | 0 | エリア | 0 | 2 | 3 | 4 | 10 | △ | |
| | | | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
| | | | | | | | | | | | |

【文化・スポーツ・交流】

1 市を取り巻く環境変化（国や都の動向）

●生涯学習

「人生 100 年時代」、「超スマート社会（Society 5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、生涯学習の重要性は一層高まっている。国では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めている。

生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項については、中央教育審議会に生涯学習分科会を置いて審議を行っている。「命を守る生涯学習・社会教育」という視点を踏まえつつ、人生 100 年時代や Society 5.0 の到来、DX の急速な進展、新型コロナウイルス感染症など社会の急速な変化に対応するための今後の生涯学習・社会教育の在り方や果たしうる役割、具体的な推進方策について審議を行っている。

また、地域住民にとって身近な学習拠点である公民館等において学習機会を提供することにより、国民一人一人の生涯を通しての学びを支援するとしている。

●文化

平成 30 年 3 月に文化芸術推進基本計画が閣議決定され、文化芸術の「多様な価値」、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させ」、「文化芸術立国」を実現することを目指すとしており、各地方公共団体においても、地方文化芸術推進基本計画を策定に努めるなど、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努めることが期待された。

東京都では、令和 4 年に「東京文化戦略 2030 ～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を策定し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングを捉え策定したもので、2030 年度までの東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した。

●スポーツ

国は、令和 4 年 3 月に「第 3 期スポーツ基本計画」を策定し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、「新たな 3 つの視点」である、①スポーツを「つ

くる／はぐくむ)、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、
③スポーツに「誰もがアクセス」できる、具体的な施策を示した。

東京都では、平成30年3月に、スポーツを通じ東京の未来を創造していくための羅針盤となるものとして「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、東京2020大会のレガシーを最大限生かし、スポーツを「する・みる・支える」ための様々な環境を整えるとともに、パラスポーツをポピュラーなコンテンツに育てる仕掛けを打つことで、誰もがスポーツを楽しみ、健康増進や人とのつながりなど、スポーツの力を享受できる「スポーツフィールド・東京」を創り上げていくこととした。

●交流

国は、令和2年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域における多文化共生を推進するために具体的な施策として、行政・生活情報の多言語化や日本語教育などのコミュニケーション支援、教育機会の確保や適正な労働環境の確保などの生活支援、多文化共生の意識啓発と外国人住民の社会参画支援、外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進やグローバル化への対応の4つを挙げた。

東京都は、令和3年3月に策定した「未来の東京」戦略の中で、東京に暮らす外国人が日本の文化や生活ルールを理解し、日本人自らも外国人の生活習慣等を理解するなど、双方が相互理解を深め、共に快適に暮らすまちを実現するため、強化した推進体制の下、市区町村、自治会・町会等を連携し、重層的な多文化共生施策を展開していくこととした。

2 市の現状と取り組み状況

○多様な学びや活動のニーズに応える機会提供

令和3年3月に「第4次多摩市生涯学習推進計画」策定し、『学びあいがつむぐ“健幸”なまち～「ふれあい」からはじまる地域づくり～』を基本理念に掲げ、市民の学びの支援に向けた取り組みを推進している。

この基本理念の実現に向けて、次の4つを目指す方向として定め、施策を展開していく。

①誰もが一步をふみだせるまち

推進項目：広報・情報提供、相談、居場所・場づくり

②人と人がつながり認め合うまち

推進項目：地域活動・地域づくり、学習の機会づくり

③いつでもどこでも自分を高められるまち

推進項目：ボランティア・市民活動、大学・社会教育施設との連携、誰もが学べる環境づくり

④学びあいと協働でかがやくまち

推進項目：市民協働の機会づくり、連携・協働による子どもの成長への支援
持続可能で元気な地域づくり

○スポーツ活動を通じた健康増進と生きがいづくり

令和2年1月に「多摩市スポーツ推進計画2020」を策定し、スポーツ基本法の前文にある「スポーツは、世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」を踏まえ、市民一人ひとりが自らの意思でスポーツに取り組める環境づくりを進め、本市におけるスポーツ施策を総合的に推進する指針とした。

今後は、多摩市スポーツ推進計画2020に基づき、多くの市民が自らの意思で主体的にスポーツを行うことを推進するとともに、こうした市民の取り組みがスポーツを通じたまちづくりへとつながることを目指していく。

また、東京ヴェルディや読売巨人軍等と連携し、アスリートとスポーツと通じて交流する機会を創出することで、市民がスポーツの魅力を感じることができるよう取り組みを進めている。

○多様な交流

市内在住外国人の活躍の場・地域交流の場の創出や地域住民との交流機会の創出のため、多様性・包摂性のある社会実現に向け、多文化共生方針を策定することが求められている。行政文書や案内等の多言語化による情報提供の拡充及び、やさしい日本語の普及促進等、多文化共生社会の実現に向けた生活支援策や啓発等の取り組みの強化が必要である。

また、高齢化、少子化、コミュニティ意識の希薄化などを背景に、地域の中での交流、世代間交流が減っていることから、機会や場をつくる必要がある。

文化・スポーツをはじめ、様々な交流事業を通して、友好都市である長野県富士見町や近隣市との広域連携など交流を進めるとともに、市民の自発的な交流を支援している。

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたアイスランド共和国との友好協力関係については、単に交流に止まるものでなく、それぞれの施策に位置づけた対

応が必要である。

○文化の継承

多摩市の歴史や文化財を次世代へ継承するために、地域住民や子どもたちがその価値に触れ、文化財を身近に感じられる機会を更に作っていく事が大切であり、文化財の「保存」にとどまらず、関係機関・団体等との連携や新たな協力者の発掘・育成により文化財の「公開・活用」を図ることが求められている。

また、多摩市内に現存する文化財の消失を防ぐための現状調査と多摩市における文化財の保存・活用に関するマスタープランとアクション・プランからなる「文化財保存活用地域計画」の策定が求められる。

市の文化財事業の拠点として、文化財の収蔵展示及び文化財を利用した体験学習、情報発信等を行う「多摩ふるさと資料館」が開館した。

○文化芸術

「多摩市みんなの文化芸術条例」を令和4年4月に施行し、多摩市の文化芸術の在り方が市民に共有されるとともに、方向性が明確になった。また、文化芸術の拠点である、パルテノン多摩の大規模改修が完了し、令和4年7月にリニューアルオープンを迎え、文化芸術に触れる環境が整えられた。今後は、文化芸術の計画を策定し、市民が身近に多様な文化芸術に触れることができる機会を増やしていき、文化芸術に親しむ市民の裾野を広げる。

○中央図書館の整備、図書館サービスの充実

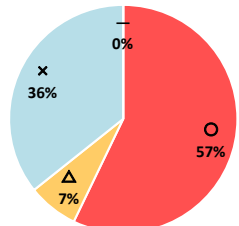
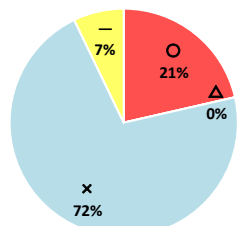
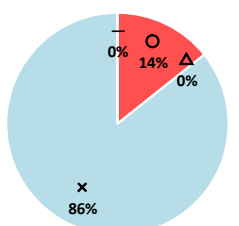
「多摩市立図書館本館再整備基本計画」に基づき中央図書館の整備を進め、令和3年4月から建設工事を開始し、豊富な資料を揃え、多様な学びを支援する図書館として令和5年度中の開館を目指している。また、図書館ネットワーク網の中核となる中央図書館を中心に市民への情報提供、多様な学習、活動の場を提供することで、より深い学び、市民活動、交流の場の提供していく。

3 それらを支える組織・活動・仕組み

多摩市文化団体連合、多摩市文化振興財団、多摩市文化芸術ビジョン検討委員会、多摩市国際交流センター、多摩市体育協会、地域の大学、市民団体、スポーツ推進委員、スポーツ推進審議会、障がい者スポーツ体験教室、子どもサッカー体験事業、学びあい育ちあい推進審議会、多摩市図書館協議会・子ども読書活動推進連絡会、地域課題講座、

ベルブゼミ、わがまち学習講座、多摩ボランティア・市民活動支援センター、地域ふれあいフォーラム、関戸地球大学院、国際交流事業、地域学校協働活動、コミュニティセンター運営協議会 など

4 第五次総合計画第3期基本計画における指標の状況

| 施策 | 指標名 | 出典 | 現状値 2017(平成29) 年度 | 単位 | 実績値 | | | 目標値 2022(令和 4)年度 | 目標値 2023(令和 10)年度 | 達成 状況 | |
|------|--|-----------------------|---|---------|--------------|---|-------------------------------|------------------------|---|----------|--|
| | | | | | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | | |
| C2-1 | ①市民文化祭の参加団体数・参加者数 | 文化・生涯学習推進課 | 37 2,062 | 団体 人 | 25 1,450 | 21 891 | 19 1,077 | 37 2,100 | 38 2,500 | × × | |
| | ②週1回以上スポーツをした人の割合(体操やウォーキング等を含む) | 多摩市政世論調査(スポーツ振興課) | 53.0 | % | 48.0 | — | 50.7 | 66.0 | 70.0 | × | |
| | ③図書館利用者カード登録数 | 多摩市の図書館(図書館事業報告)(図書館) | 78,968 | 人 | 74,686 | 47,209 | 45,107 | 87,000 | 103,000 | × | |
| | ④快汗スポーツDAYの参加者数 | スポーツ振興課 | 4,249 | 人 | 4,894 | 0 | 0 | 4,800 | 5,300 | × | |
| C2-2 | ①都市交流推進事業の事業数、参加者数 | 文化・生涯学習推進課 | 3 92 | 事業 人 | 3 91 | 1 120 | 1 225 | 3 120 | 3 120 | × ○ | |
| | ②コミュニティセンターを中心とした地域内・世代間交流事業の実施数及び参加者数 | コミュニティ・生活課 | 39 39,654 | 事業 人 | 58 41,652 | 17 1,203 | 24 2,921 | 42 40,049 | 46 40,450 | × | |
| | ③多摩市国際交流センターが実施している外国人向けの日本語教室の参加者数 | 文化・生涯学習推進課 | 2,459 | 人 | 2,602 | 1,503 | 2,233 | 3,200 | 3,950 | × | |
| C2-3 | ①教育委員会の文化財所管の行う各種事業数と参加者数 | 教育振興課 | 23 16,154 | 事業 人 | 41 26,033 | 18 20,277 | 21 19,946 | 24 16,500 | 24 17,000 | × ○ | |
| | ②教育委員会の文化財所管施設の来館者数 | 教育振興課 | 52,226 | 人 | 68,579 | 53,801 | 49,108 | 53,000 | 54,000 | × | |
| | ③多摩市文化振興財団が行う市民協働事業とアウトリーチ事業の参加者数 | 多摩市文化振興財団(文化・生涯学習推進課) | 43,541 | 人 | 57,182 | 43,109 (WEB閲覧数 25,475を含む) | 13,303 (動画視聴 3,088回を含む) | 50,000 | 60,000 | × | |
| | | | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
| | | |  | | |  | | |  | | |

【平和・人権】

1 市を取り巻く環境変化（国や都の動向）

●平和

令和3年2月24日、ロシアがウクライナへ侵攻した。岸田首相は、ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、欧州のみならず、アジアを含む、国際秩序の根幹を揺るがす行為であると声明を発表するとともに、明白な国際法違反の暴挙であると厳しく非難した。

また、令和5年のG7広島サミットの議長国として、核兵器使用の惨禍を人類が二度と起こさないとの誓いを世界に示し、G7首脳と共に、平和のモニュメントの前で、平和と国際秩序、そして自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的な価値観を守るために結束していくことを確認するとした。

東京都では、昭和20年3月10日未明の大空襲により東京では一夜にして多くの命が失われたため、東京都平和の日条例に基づき3月10日を「東京都平和の日」と定め、東京空襲で犠牲となられた方々を追悼するとともに、平和意義を確認し、平和の意識の高揚を図るため、東京都平和の日記念式典及び東京空襲資料展を実施している。

●人権

人権尊重は平和の基礎であり、人権意識の高まりがある一方で、差別的言動やインターネット上での誹謗中傷、いじめなど、さまざまな人権侵害が発生している。平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」のいわゆる「人権三法」が公布・施行された。

東京都では平成30年10月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定、本条例に基づき人権施策を総合的に推進しており、令和4年6月に本条例を一部改正し、同年11月から性的マイノリティのパートナーシップ関係を公的に認める「東京都パートナーシップ宣誓制度」を開始した。

●男女平等参画

国は令和2年12月に男女共同参画社会基本法に基づき、第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～を策定した。また、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、毎年6月をめぐりに政府決定されている「女性版骨太の方針」を令和4年6月に決定し、①女性の経済的自立②女性が尊厳と誇りを持って生きられる

社会の実現③男性の家庭・地域社会における活躍④女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）という4つの柱立てに基づき、令和4年度及び5年度に重点的に取り組むべき事項を定めた。それを踏まえ、令和4年7月に女性活躍推進法を改正し、常時雇用労働者301人以上の事業主を対象として男女間賃金格差の開示が義務付けられた。

2 市の現状と取り組み状況

○平和

平成23年8月30日に未来の子どもたちに戦争の悲劇と平和の大切さを伝え、他の都市とともに世界の人々と手をたずさえて、全ての核兵器の廃絶と平和な社会を求めするために、多摩市は非核平和都市であることを宣言した。

多摩市非核平和都市宣言に基づき、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝える事業として、平成25年度から子ども被爆地派遣事業を実施している。戦争体験者が減少している中で、国際社会では紛争が絶え間なく起きているため、次世代を担う若い世代への継承は重要な課題であり、若い世代が主体的に事業に参画していく機会をさらに広げていかなければならない

○人権

子どもの虐待、DV、SOGI（性的指向・性自認）、感染症患者など様々な人権課題があるが、インターネット上での誹謗中傷などにより複合的差別事象が多くなっている。人権啓発事業は、社会情勢に即したテーマを選択し若者や働く世代をターゲットとした取組も必要である。

令和2年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」、令和4年4月に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」をそれぞれ施行した。また令和4年2月には性的マイノリティのパートナーシップ関係を公的に認める多摩市パートナーシップ制度（多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱）を開始した。

○男女平等参画

平成26年1月に「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を制定し、男女平等参画社会の実現に向けた市・市民・事業者の責務や市が取り組む施策などを定めるとともに、「女と男がともに生きる行動計画」を同条例に基づく計画として位置づけた。

令和3年4月に「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」を策定し、第3次

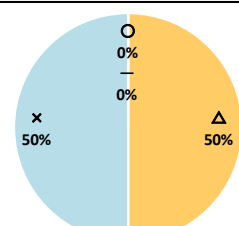
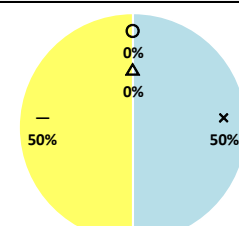
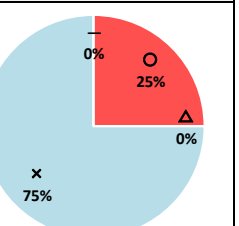
行動計画から継続して取り組むべき課題に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響などの社会情勢等の変化による新たな課題のほか、持続可能な開発目標（SDGs）にも適切に対応している。

困難な状況下にある女性の要因が複合的・かつ複雑になっており、これに対応する支援については市内・関係機関とのより一層連携強化が必要である。また、令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について、関係所管・関係機関と連携し、適切に対応していく。

3 それらを支える組織・活動・仕組み

多摩市平和展市民会議、子ども被爆地派遣事業、人権擁護委員、多摩市男女平等参画推進審議会、TAMA女性センター市民運営委員会 など

4 第五次総合計画第3期基本計画における指標の状況

| 施策 | 指標名 | 出典 | 現状値 2017（平成29） 年度 | 単位 | 実績値 | | | 目標値 2022（令和 4）年度 | 目標値 2028（令和 10）年度 | 達成 状況 | |
|------|---|----------------------|---|----|------|---|------|------------------------|---|----------|--|
| | | | | | 元年度 | 2年度 | 3年度 | | | | |
| C3-1 | ①地域や学校等と連携して実施した平和事業の回数 | 平和・人権課 | 5 | 回 | 5 | 3 | 4 | 8 | 10 | × | |
| | ②「市民が平和に暮らせる（差別や人権侵害がない）まち」であるかの設問に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合 | 多摩市政世論調査（平和・人権課） | 36.8 | % | 39.3 | - | 41.4 | 40.0 | 45.0 | ○ | |
| C3-2 | ①男女の地位の平等感について「平等になっている」と回答した市民の割合の合計 | 多摩市政世論調査（TAMA女性センター） | 22.8 | % | 23.5 | - | 18.4 | 25.0 | 30.0 | × | |
| | ②市の係長職以上の女性比率 | TAMA女性センター | 24.8 | % | 24.1 | 23.2 | 23.5 | 28.0 | 30.0 | × | |
| | | | 令和元年度 | | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
| | | |  | | |  | | |  | | |